

EU法とイギリス法  
—EU法の優位性とイギリスの議会主権—

2013年5月25日

報告者 加藤紘捷

於：慶応大学 EU法研究会

はじめに（問題の所在）

1972年欧州共同体法(European Communities Act 1972, 以下1972年ECA)

の制定および若干の経緯

1972年ECA第2条1項・3条1項によりEU法の優位性をUKに

編入

1972年ECAの憲法的保障と議会制定法との衝突（第2条4項）

1. リスボン条約とEU法の優位性

欧州憲法条約草案の中に規定

リスボン条約の中から削除

（ドイツの場合）

2. 議会主権の意味

伝統的立場（Dicean tradition）

（1）議会制定法を超える higher law はない。

（2）司法部は議会の作る法に対して従順である。

（3）主権は新しい議会に移る（後法優位、明示的廃止と黙示的廃止）。

伝統的立場を修正する学説(Mitchell, Heuston, etc.)

現実的な議会主権の廃止の条件はありうるか（H. Barnett）

（1）議会とレファレンダム

（2）司法部の態度

それに対する判例の傾向

初期判例

適合解釈の時代(制定法に対する文理解釈—黙示的解釈)

画期的な判例

（1）1990年ファクタテム事件の貴族院判決：

商船法の効力の仮停止

「(高等法院) 女王座部の方が 72 年 ECA のもたらした憲法上の法的革命を理解していた」 (H.W.R. Wade)

(2) 2003 年ソバーン事件の高等法院判決と制定法の階層化 :

「72 年 ECA は憲法的制定法、従って 1985 年法は後法だが、通常の制定法の法ゆえ、前法たる 72 年 ECA を廃止しえない」 (Laws, J)

“The courts and law enforcement agencies are to apply Union Law as part of domestic law, unless there is intentional and express repudiation of Parliament”

1975 年のレファレンダム

判例等の傾向をみると、伝統的な立場は修正されつつある :

- (1) 議会制定法を超える higher law はない。  
－ 72 年 ECA の higher law 化 ?
- (2) 司法部は議会の作る法に対して従順である。  
－ 従順性からの離別 ?
- (3) 主権は新しい議会に移る  
－ 後法優位は崩れた ?

3. 2011 年 EUA

本法の目的

18 条の主権条項 : EU 法は議会制定法を通じてのみ、UK の法として効力を有することが明確にされた (議会の巻き返し?)

1975 年のレファレンダムと議会主権へのインパクト

むすびに替えて